

新法紹介

1 公平競争審査条例

2 インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定

3 関係品目に対する輸出管制の実施に関する公告

4 工業及び情報化分野におけるデータセキュリティリスク評価実施細則

1. 公平競争審査条例

2024年5月11日、国務院令第783号として「公平競争審査条例」が公布され、同年8月1日より施行される。同条例は、独占禁止法等の規定に基づき制定されており、今後、中国国内で策定・起案される事業者のビジネスに関する各種の法令や政策措置等が本条例等に照らして適法かどうかの審査や確認が行われることになる。本条例の目的は、国内外の貿易障壁を取り除き、中国の市場に向かって公平で自由な競争を保證する点にあるとされている。

本条例の主な内容は以下の5点である。

(1) 審査範囲の明確化

行政機関と、法律、法規により権限を付与された公共事務管理機能を備える組織（あわせて「起案部門」という。）は、事業者のビジネス活動に関する法令及び具体的政策措置を起案した場合、本条例の規定に基づき公平な競争の審査を進めなければならない。

(2) 関係部門の職責分担

①国務院は公平な競争審査協調メカニズムを構築し、全国向けの公平な競争審査業務を統一的に計画、協調、指導する。②県レベル以上の地方人民政府は同地方向けの公平な競争の審査業務メカニズムを確立し、健全化する。③国務院市場監督管理部門は公平な競争審査制度の実施を指導し、関係部門と地方での公平な競争審査の実施を促す責任を負う。④県レベル以上の地方の市場監督管理部門は同地方における公平な競争審査制度を組織し実施する責任を負う。

(3) 審査基準の明確化

政策措置の起案において、①市場参入・撤退の制限、②商品・要素の自由な流通の制限、③生産事業コストに不当に影響を及ぼす内容、④生産事業行為に影響する内容を含んではならない。仮に起案する政策措置が、競争を排除、制限する効果がある或いはその可能性がある場合であっても、①国家安全の維持、②科学技術の進化、国のイノベーション能力の向上、③社会公共の利益などを實現する場合に適合し、かつ公平な競争に及ぼす影響がより小さい代替案がなく、起案機関が合理的な実施期間又は終了条件を確定できる場合には、かかる政策措置を策定することができる。とされている。

(4) 審査メカニズムの明確化

行政部門が策定する政策措置は、起案部門が起案段階において公平な競争の審査を実施する。複数の部門が共同で策定する政策措置は、起案作業のリーダーシップを発揮する部門が起案段階で公平な競争の審査を実施する。県レベル以上の人民政府が策定或いは当レベルの人民代表大会及びその常務委員会に提出して審議される政策措置は、当レベルの市場監督管理部門と起案部門が起案段階で審査を実施する。審査を実施する場合、関係する利害関係者に意見を聴取しなければならない。一般公衆の利益にかかわる場合、一般公衆の意見を聴取しなければならない。政策措置に公平な競争の審査が実施されていない場合、或いは本条例の規定に適合しない場合には策定してはならない。

(5) 監督保障の強化

市場監督管理部門は、関連政策措置の抜き打ち検査を実施し、本条例の規定に違反がある場合、起案部門に対し是正を促さなければならない。本条例の規定に違反した政策措置が発見された場合、あらゆる団体や個人は市場監督管理部門に対し通報することができる。国務院は定期的に県レベル以上の地方人民政府の公平な競争の審査業務の状況に対し監督検査を実施する。起案部門が本条例の規定に基づき公平な競争の審査を実施せず、監督指導されても改善しない場合、その責任者に対する事情聴取をすることができる。本条例に基づき公平な競争の審査をせず、重大な不当影響を及ぼした場合、起案部門の直接の担当者等に処分を科することが可能である。

なお、国務院の市場監督管理部門は本条例に基づき公平な競争の審査に関するより具体的な実施弁法を制定することができる。とされている。

(国務院 2024年5月11日公布、同年8月1日施行)

2 インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定

国家市場監督管理総局は、5月11日付に「インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定」を公布し、同年9月1日から施行される。本規定は、プラットフォームの責任を強化するとともに、インターネット上の不正競争行為を全面的に整理するものである。主なポイントは以下の通りである。

(1) インターネット環境における模倣混同、商業賄賂、虚偽宣伝、名誉棄損等、従来の不正競争行為の新たな形態を明確にし、サク

ラ行為（ECのシステムを利用して、架空の注文を行って購入記録を作成し、架空の取引を評価し、優良店舗であると宣伝して消費者を誤解させて商品を買わせる行為）、高評価への現金の返還（ポジティブな口コミ評価を書くことでキャッシュバックを与える行為）等の行為の取り締まりを行う。

(2) 不正競争防止法に基づき規制されるインターネット上の不正競争行為について細分化し、アクセス数の横取り、悪意ある妨害、悪いある互換性妨害の表現形式及び認定要素を列挙した。

(3) 違法なデータ取得等の新たなオンライン不正競争行為を列挙している。新たな問題や新たな行動に対する規制基盤を提供する安全な条件を設定し、その他の事業者が合法的に販売するインターネット商品や提供するサービスを妨害・破壊する行為を判断するために包括的な判断基準が列挙されている。

プラットフォーム内での競争行為の標準化された管理が強化され、プラットフォーム事業者がデータアルゴリズムの濫用により競争の優位性を獲得するなどの問題を規制するよう促している。

本規定に違反した場合の責任は、事業主が市場支配的地位を濫用し、インターネット上の競争行為を排除もしくは競争制限を制限した場合、独占禁止法に従い処理されることを明確にし、各種類のインターネット上の不正競争行為と案件に関わるデータ及び関連資料を偽造・破棄する行為等に対して不正競争防止法に従い処理すること等も明確にしている。

(国家市場監督管理総局 2024年5月11日公布、同年9月1日施行)

3. 関係品目に対する輸出管制の実施に関する公告

商務部、税関総署及び中央軍事委員会装備発展部の3つの部門は、2024年5月30日、関係品目に対する輸出管制の実施に関する公告を共同で発表し、同年7月1日より施行されることとなった。本公告では、2024年7月1日以降、次のような品目を許可なく輸出してはならないとされている。

- (1) 航空宇宙構造部品およびエンジン製造関連設備、ソフトウェアおよび技術
- (2) ガスタービンエンジン／ガスタービン製造関連設備とソフトウェア、技術

(3) 宇宙服バイザー関連の機器、ソフトウェア、技術

(4) 超高分子量ポリエチレン繊維関連品目

(商務部等の3部門 2024年5月30日公布、同年7月1日施行)

4. 工業及び情報化分野におけるデータセキュリティリスク評価実施細則

工業及び情報化部は、2024年5月24日、「工業及び情報化分野におけるデータセキュリティリスク評価実施細則」を公布し、同年6月1日より施行される。その主な内容は以下の通りである。

適用範囲について、本細則は、中国国内における工業・情報化分野の重要データ及びコアデータ取扱者による取扱活動に対するデータセキュリティリスク評価に対して適用される。一般データ取扱者のデータ取扱活動に対するデータセキュリティリスク評価は、本細則に照らし実施することができる。軍事、国家秘密情報などのデータ取扱活動は、国の関係規定に従い実施する。

次に、評価内容について、重要データ及びコアデータの取扱者は、関係規定に従い、データ取扱活動の目的及び方式、業務場面、安全保障措置、リスク影響などの要素を対象に、データセキュリティリスク評価を行う。本規定において、「データ取扱の目的、方式、範囲は、合法、正当、必要であるか」等の8つの重点評価項目が明確にされている。

重要データ及びコアデータの取扱者は毎年少なくとも1回、「データセキュリティリスク評価」を実施しなければならない。評価結果の有効期間は、評価報告の初回の発行日から起算して1年間とされる。有効期間内に、「横断的提供、委託処理、コアデータの移転」など5つの状況が発生した場合、重要データ及びコアデータ取扱者は、変更が生じた及びそれによる影響を受けた部分に対するリスク評価を速やかに実施しなければならない。

最後に評価の方法について、本細則では重要データ及びコアデータ取扱者が独自に行う又は工業・情報化データセキュリティ対応能力を有する第三者評価機関に委託して評価を行うことができるとされている。

(工業及び情報化部2024年5月24日公布、同年6月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。